

広島県告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、安芸高田市甲田町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、安芸高田市長から届出があつた。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百七十九条の規定によつて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十二年一月十五日

鹿島縣知事 藤田雄山

| 下小原 | 大字 | 上欄 |
|---|---|------------------------------------|
| 中河原 | 字 | |
| 地 | 番 | 下欄 |
| 二六六三の一の一部、二六六三の二、二六六四の一の一部、二六六四の二の一部、二六六四の五から二六六四の七まで、二六八五の一部、二六八六の一部、二七二二の一の一部、二八〇三の一、二八〇三の二、二八〇四の一の一部、二八〇四の三、二八〇四の四、二八〇六の一、二八〇六の二、二八一四の一 部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部 | 二六六三の一の一部、二九七〇の四の一部、二九七一の二の一部、二九七一の三、二九七二の三、二九七五の四から二九七五の六まで、二九七八の二、二九七八の二、二九八二の二、二九八四の二、二九八五の二及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部 | 的場 字井両二九七〇の一の地先の水路 である市有地の全部 |
| 下小原 | 大字 | 下欄 |
| 熊ノ面 | 字 | |
| 中河原 | | |
| 熊ノ面 | 字 | 下欄 |
| 中河原 | | |
| 熊ノ面 | 字 | 上欄 |
| 井両 | | |

| 毛字場 | 井両 | 毛字場 | 井ノ村 | 内田 |
|---|---|--|---|---|
| 二九九一の、二九九一の六、二九九二の一の一部、二九九三の二の一部、二九九三の二、二九九五の三、二九五の四、二九九九の一部、二九九九の五の一部、二九九九の五の一部、二九九九の五の一部、二九九九の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部 | 二九七〇の一の一部、二九七〇の三、二九七一の二の一部及びこれらに隣接する道路である市有地の全部 | 二九九六の一の一部、二九九七の三の一部、二九九七の四の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに字井ノ村三〇三九、三〇五六の一部に隣接する道路である市有地の全部 | 三〇三九の一部、三〇四〇の一部、三〇四一の一部、三〇四二の一部、三〇四三の一部、三〇四四の一部、三〇四五の一部 | 三〇八八の五の一部、三〇八九の二、三〇九一の一部、三〇九三の三の一部、三〇九三の二、三〇九四の二、三〇九六の一部、三〇九四の二、三〇九六の一部、三〇九六の二、三〇九七の一部、三〇九七の二、三〇九八の一部、三〇九八の二の一部、三〇九八の三及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部 |

| 毛字場 | 井ノ村 | 毛字場 | 柳渡 | 柳渡 |
|-----|-----|-----|----|----|
| | | | | |

| 大鳥居 | 内田 | 大鳥居 | 京免 | 大鳥居 |
|--------|-------------------------------|--|--|---|
| 市有地の全部 | 字大鳥居三二一五の一の一部に隣接する水路である市有地の一部 | 三二二七の一の一部、三二三六の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部 | 三三三六の一の一部、三三三六の二の一部、三三三七の一の一部、三三三七の二の一部、三三三七の三の一部、三三四一の一部及びこれら区域に隣接する水路である市有地の全部 | 三三七〇の一、三三七一の一、三七二の一、三三七三の一及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部 |
| 内田 | 大鳥居 | 京免 | 夜光 | |
| | | | | |